

## 収入申告書の提出について

生活保護を受けている方は、収入がなくても年に一度は「収入申告書」の提出が必要です。

※定期的な収入があり、毎月申告していただいている方は、今回の収入申告書は提出不要です。

「電子申請（LoGo フォーム）」または、同封の「収入申告書」に  
年間の収入（令和7年4月～現時点）を記入の上、担当ケースワーカーへ  
提出してください。

※電子申請（LoGo フォーム）については裏面をご確認ください。

## 提出期限：令和8年1月30日（金）

### 【収入例】

- ・年金
- ・親族や友人などからの仕送りや援助、借入れ
- ・カードローン等の借金
- ・手当（児童手当、児童扶養手当、失業手当等）
- ・各種保険金
- ・保険解約金
- ・敷金の戻り
- ・売却益
- ・遺産
- ・税や保険料の還付金
- ・インターネットオークション出品などによる収入
- ・その他臨時的な収入等

※収入があったにも関わらず申告をしていなかった場合、もしくは虚偽の申告をしていた場合は、支給した保護費を返還していただくことになります。

### （参考）生活保護法

#### 第61条（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。